

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 204 回国会法律案等 N A V I 「日印 A C S A」
著者 / 所属	水間 紘史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	433 号
刊行日	2021-4-14
頁	23-24
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

日印 A C S A

1. A C S A の概要

物品役務相互提供協定（A C S A（アクサ）：Acquisition and Cross-Servicing Agreement）とは、米国軍隊が同盟国等の軍隊との間で特定の活動を行う際に、物品・役務（サービス）を相互に提供する枠組み（提供の条件、決済の手續等）を定めるものである。A C S A とは、この二国間協定の米国内法上の呼称であるが、米国以外でもこの種の二国間協定を A C S A と呼称するようになっている。

A C S A は、自衛隊と他国軍隊との間の物品又は役務の提供や受領そのものを法的に可能にするものではなく、あくまで各当事国の国内法令の規定に基づく物品又は役務の提供の実施に必要な決済手續等の枠組みを定めるものである。政府は、「部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現地において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる」（令和 2 年版防衛白書 313 頁）として、米国、豪州、英国、フランス及びカナダとの間で A C S A を締結している。

2. 日印 A C S A の署名に至る経緯

インドは、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンを共有し、我が国と中東、アフリカを結ぶシーレーン上のほぼ中央という、戦略的及び地政学的に重要な位置に存在している。日印両国は安全保障面において、陸・海・空 3 自衛隊全てがインド軍との二国間共同訓練を行っているほか、自衛隊がインド軍とともに多国間共同訓練に参加するなど、近年協力関係を深化・拡大させている。こうした現状を踏まえ、2018 年 10 月の日印首脳会談において、日印 A C S A（以下「本協定」という。）の締結交渉を開始することが合意され、交渉の結果、2020 年 9 月、ニューデリーにおいて本協定の署名が行われた。

本協定は、2021 年 3 月 5 日、その締結について承認を求めるため国会に提出された。

3. 本協定の主な内容

（1）物品役務提供が認められる対象となる活動

本協定は、必要な物品又は役務の提供が認められる対象となる活動として、①自衛隊とインド軍の双方の参加を得て行われる訓練、②国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動、③外国での緊急事態における自国民等の保護措置又は輸送、④連絡調整その他の日常的な活動、⑤それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動、を規定している。

このうち⑤については、我が国が締結済みの A C S A と同様に、①から④に該当しない

が、日印各国の法制度の中で、他方の国に対し物品又は役務の提供を認めている活動をいうものであり、具体的には、重要影響事態における後方支援活動、国際平和共同対処事態における協力支援活動、武力攻撃事態等又は存立危機事態における行動関連措置、海賊対処行動、機雷等の除去及び処理、情報の収集のための活動が含まれる。

なお、我が国が締結済みのACSAにおいては、物品役務提供が認められる対象となる活動として国際連携平和安全活動が規定されているが、インドがいわゆる非国連続括型の国際的な平和協力活動には参加しないとの方針を有していることから、本協定において同活動は明記されていない。

(2) 提供される物品・役務

本協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る具体的な物品又は役務については、付表により定められている。

なお、これらの物品又は役務の提供については、自衛隊又はインド軍隊による武器又は弾薬の提供を含むものと解してはならないことが規定されている。このうち弾薬については、我が国が締結済みのACSAにおいて、提供される物品・役務として規定されていたが、インド側に弾薬の提供に係るニーズがなく、また、インドが他国（米国、豪州等）との間で締結している同種の協定においても弾薬の提供に係る規定が置かれていないことから、本協定において提供される物品・役務から除外されている。

(3) 決済手続等

物品の提供に係る決済については、当該物品を返還し、それができない場合には同種、同等及び同量の物品を返還し、さらに、それができない場合には通貨により償還する。その細目については、両国間で合意する手続取決めで定める。

役務の提供に係る決済については、当該役務を提供する前に決済方法について両国政府で合意した上で、通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供により決済する。その細目については、物品と同様に手続取決めで定められることとなる。

4. 国内法の整備

本協定の実施のため、第204回国会（常会）に提出されている防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）は、自衛隊法第84条の5、第100条の16及び同条の17、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO法）第33条を改正・新設するものである。

みずま ひろし
(水間 紘史・外交防衛委員会調査室)